

（仮称）魚津市地域振興会組織条例案について（概要）

1 条例制定に向けた背景

・地域振興会の組織の位置づけ・役割等の明確化を求める意見

本年4月の全地区コミュニティセンター化に向けた課題整理の場として、令和5年度中に開催した「魚津市コミュニティセンター検討委員会」において課題事項の1つとして意見あり。

2 協議経過（魚津市市民自治推進会議等）

日程	会議等	内容等
令和6年6月5日	第1回庁内検討部会	・魚津市自治基本条例見直しの必要性について協議（課題整理）
令和6年6月27日	第1回市民自治推進会議	・委員の委嘱（10名） ・魚津市自治基本条例見直し必要性について協議（課題整理）
令和6年7月10日	魚津市議会への照会	・地方自治法改正に伴う地方議会の役割や議員の職務等について自治基本条例の改正が必要かどうか照会
令和6年7月30日	委員への意見照会	・事務局の方針（案）を含めて追加で意見照会を行った。
令和6年9月5日	魚津市議会からの回答	・地方議会の役割や議員の職務等に係る自治基本条例の見直しは必要なしの旨回答を受ける。
令和6年10月11日	第2回庁内検討部会 （書面による意見聴取）	・条例への落とし込み等について内部関係部課から意見集約を行った。
令和6年10月18日	第2回市民自治推進会議	・地域振興会の位置づけや役割を魚津市自治基本条例の一部改正で盛り込むより、 <u>新たに組織条例を制定するほうが市民主体のまちづくりの基盤となる組織として、分かりやすい形で明確化できる</u> 旨を確認した。 ・魚津市自治基本条例の見直し内容、（仮称）魚津市地域振興会組織条例の骨子、素案等について協議した。
令和6年12月5日	第3回市民自治推進会議	・（仮称）魚津市地域振興会組織条例（案）、魚津市自治基本条例の一部改正（案）について、確認・了承を得た。

3 （仮称）魚津市地域振興会組織条例の構成（骨子）案

条文	項目	概要
第1条・第2条	目的・定義	条例を制定する目的や使われる用語の意味を明示する。
第3条	基本理念	地域振興会が行うべき基本的な考え方を明示する。
第4条	設置区域	地域振興会の設置対象区域（地域）を定める。
第5条	要件	組織の条件、前提とする項目を定める。
第6条	事業	地域まちづくりの推進のために行うべき事業を明示する。
第7条	活動の制限	地域振興会が活動として行ってはいけない事項を明示する。
第8条	計画の策定	地域振興会の基本目標や活動方針等の計画策定について定める。
第9条～11条	市長の役割等	地域振興会に対する市の役割や財政的支援（まちづくり交付金の交付等）について定める。
第12条～14条	その他	地域振興会の活動に係る取扱や規則委任について定める。